交通ランド管理棟外清掃業務仕様書

本業務は、公園緑地等維持管理標準仕様書（平成２９年１月改訂（平成２３年１月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

１　本仕様書は、交通ランド管理棟外を快適に使用できるよう、清掃作業を行うものである。

２　施行箇所及び回数は、交通ランド管理棟清掃業務数量等一覧表のとおりとする。

３　業務着手に際しては、あらかじめ本協会に対し、現場責任者及び従業員の住所・氏名及び社会保険加入の有無等を報告するものとする。また、現場責任者及び従業員に変更のあったときも同様とする。

４　業務内容

　基本的な清掃作業内容は、次のとおりとする。

1. 床面のチリ・ゴミをほうきで清掃し、灰皿・ゴミ箱等のごみを収集する。床面等で特に汚れがひどい場合には、薬剤等を使用して水洗いの上、十分拭き取ること。
2. 机・棚等の汚れを雑巾で拭き取ること。
3. ワックス掛けはモップ類で行い、むらのないようにまんべんなく塗り、乾燥させること。なお、ワックスは、床材に適合したものを使用すること。
4. 窓ガラスの内外面を洗浄後に水拭きし、乾拭きにより仕上げる。

窓枠や網戸に付着した汚れやゴミを除去する。

1. 蛍光灯等の照明器具を水拭きする。

球切れした蛍光灯や点灯管があれば、交換する。

1. 便所清掃は、１２月２９日～１月３日を除く毎日行うこと。なお、作業内容は、別添「便所清掃特記仕様書」によること。
2. 収集したゴミ等は、次の処分場へ搬入すること。

可燃物：市内焼却工場

不燃物：玖谷埋立地（安佐北区安佐町大字筒瀬2030番地）

５　留意事項

1. 作業中は、品位を保ち、施設利用者に不快感を与えるような言動はしないこと。
2. 受注者は、委託業務に必要な限り、従業員控室等の施設の一部を使用することができる。
3. 業務を行うために要する費用のうち、光熱水費については、発注者の負担とする。なお、使用にあたっては、無駄のないように効率的に使用するよう努めること。

６　報告事項、検査完了期日（期限）等

委託契約約款第１２条第１項に定める委託業務実施報告書は、１か月分の業務内容を記載した月間実施報告書とし、受注者は、翌月１０日までに、所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月１９日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して９日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日）とする。

　　ただし、これらの日が３月３１日を越える場合は、３月３１日とする。

７　その他

1. 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責めを負わなければならない。
2. 本仕様書に明記されていない事項または疑義を生じた場合は、本協会と協議の上、決定するものとする。